仙台市野村学校給食センター維持管理運営包括委託事業に係る募集要項等に関する質問に対する回答

NO	区分	頁	章	節	細節	項	項目	質問	回答
1	募集要項	12	VI	1	(1)	ア	委託料	「維持管理・運営期間にわたり、各年度の委託料を平準化」とありますが、総額を運営維持管理の全期間に渡り平準化という理解でよろしいでしょうか。或いは各年度の発生額をその年度の四半期にて平準化ということでしょうか。	委託料総額を各年度で、各年度の委託料を各四半期で平準化して支払います。
2	募集要項	12	VI	1	(1)	ア	委託料	平準化するにあたり、1回の支払額に端数が生じた場合の扱いをご教示いただけますと幸いです。	最終年度の最終四半期で調整してください。
3	募集要項	13	VII	6			保険	特別目的会社が賠償責任保険に加入する事との記載がありますが、包括委託契約書(案)では、提案によるとの記載があります。提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	保険契約者は提案によることとしていますが、賠償責任保険 への加入は必須としています。
4	様式集	4	Ш					念のため確認ですが、3-6-2 (四半期別) の令和5年度は9カ月分、令和14年度については15カ月分の四半期が対応している表記になっておりますが、備考1にある通り各3-6-1 (年度別) においてもこのように捉えて記載するということでしょうか。	す。なお、両様式の支払最終年度を令和14年度から令和15年
5	包括委託 契約書 (案)	2	1	第6 条	1	(4)	契約の保証	仮に履行保証保険にて契約の保証を事業者が提案した場合、 年間委託料の100分の1以上の保証料との理解でよろしいで しょうか。	その場合であっても、保証の額は委託料総額の100分の1に相 当する額以上としてください。
6	包括委託 契約書 (案)	2	1	第6 条	1	(4)	契約の保証		履行保証保険契約を締結する場合、契約者は事業者、被保険 者は本市としてください。
7	包括委託 契約書 (案)	2	1	第6 条	2		契約の保証	「契約保証金については委託料総額の100分1に相当する金額以上」とございますが、委託料総額は税込金額という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	包括委託 契約書 (案)	15	8	第51 条	1			公認会計士等による監査は、法定監査ではなく任意監査とい う理解でよろしいしょうか。	お見込みのとおりです。

NO	区分	頁	章	節	細節	項	項目	質問	回答
9	包括委託 契約書 (案)	32	別紙 4	1			委託料の構成		それらの費用は、運営費相当額の固定料金に計上してください。
10	包括委託 契約書 (案)	32	別紙 4	1			委託料の構成	念のため確認ですが、事業所税及び、保険料(維持管理に係る保険料部分も含めて)は運営費相当(固定料金)に含めるということでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	要求 水準書	10	П	2	(6)				調理リハーサルの実施時期は、本市と事業者が別途協議して 定めます。
12	要求 水準書	10	П	2	(7)				配送リハーサルの実施時期は、本市と事業者が別途協議して定めます。
13	要求 水準書	14	Ш	1	(9)			修繕の考え方として、建設時の部品等の同じ物の調達は難しいと思われますので、同等のものに交換する事は問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
14	要求水準書	14	Ш	1	(9)		修繕・更新の 考え方	空調機等寿命がある物につきまして、事業者の帰責でなく使	修繕業務の対象は要求水準書添付資料7のとおりです。当該 資料において事業期間中の更新を指定していない機器等につ いては、事業運営に支障をきたすと本市が判断した場合、本 市が事業者にて実施した定期的な保守・修繕履歴等を確認し たうえで、事業者の帰責範疇を超えるものと合理的な理由に より認定した場合は、事業者との協議に応じるものとしま す。
15	要求水準書	14	Ш	1	(10)		大規模の修繕 の考え方	保全を行えば10年間の耐久・経年劣化による大規模な修繕の 発生は起きないとの解釈ができるほど修繕が行われていると	各種設備等は、これまで修繕や更新等により対応しており、 今後も適切に維持管理を行うことで、10年間は大規模の修繕 は生じないものと考えていますが、要求水準書添付資料7に おいて事業期間中の修繕や更新等を指定している機器等につ いては、事業者による対応を予定しています。

NO	区分	頁	章	節	細節	項	項目	質問	回答
16	要求 水準書 添付資料7						修繕業務対象 リスト (調理機器等)	『暦果務別象リヘト (調理機器等) の■万牌登備・★事果期間中の更新は、本市と協議の上でとなっておりますが、計画的な分解整備又は計画的な更新を行わずして対象機器が突然故障若しくは劣化破損し給食提供不可となった場合の、製品製造及び部品調達に要した時間の責任の在り方をお示し下さい。	調理機器等の分解整備・更新については、事業者からの提案 及び「長期修繕計画書」に基づき実施しますが、当該提案及 び計画書において分解整備・更新を予定していない機器等が 使用不可となった際は、本市が事業者にて実施した定期的な 保守・修繕履歴等を確認したうえで、事業者の帰責範疇を超 えるものと合理的な理由により認定した場合は、事業者との 協議に応じるものとします。
17	要求 水準書 添付資料7						修繕業務対象 リスト (調理機器等)	修繕業務対象リスト(調理機器等)の■分解整備・★事業期間中の更新は、本市と協議の上でとなっておりますが、計画的な分解整備又は計画的な更新を行わずして対象機器が突然故障若しくは劣化破損し使用不可となった場合の、製品製造及び部品調達に要した費用の在り方をお示し下さい。	費用の在り方についても同上の考え方によります。
18	要求 水準書 添付資料7						修繕業務対象 リスト (調理機器等)	しており部品調達困難な機器が出てくると思われます。部品 供給不可となる前に、予備部品の在庫を準備する必要の可否	画書に基づき計画的に行われるものであり、予備部品の準備 についても同様です。事業期間中、分解整備を実施する予定
19	要求 水準書 添付資料7						修繕業務対象 リスト (調理機器等)	修繕業務対象リスト(調理機器等)の■分解整備は、本市と協議の上でとなっておりますが 機器使用開始から15年経過しており部品調達困難な機器が出てくると思われます。部品供給不可となる前に、予備部品の在庫を準備する必要がある場合の費用の在り方をお示しください。	の在庫を準備する提案の場合、当該費用は本業務の中で見込